

長崎屋帯広店の閉店（R5.7.31）及び帯広駅南ビル（旧長崎屋帯広店）が閉所予定（R6.3.31）であることに伴い、事業活動に影響を受ける、または受けている中小企業者等の皆様へ

セーフティネット資金の臨時措置について

～長崎屋帯広店閉店・帯広駅南ビル閉所 特例～

令和5年11月1日
帯広市 経済部

帯広市では、長崎屋帯広店の閉店（R5.7.31）及び帯広駅南ビル（旧長崎屋帯広店）が閉所予定（R6.3.31）であることに伴い、経営に影響を受けることが想定される市内中小企業者等の皆様の資金繰りの円滑化及び経営の安定化を図るため、セーフティネット資金のご利用要件の緩和や融資限度額の拡充、融資期間の延長など、一時的な支援措置の取扱いを開始いたします。

1 制度の概要

制 度 名	帯広市中小企業振興融資 セーフティネット資金
融 資 対 象 者	令和5年7月31日に長崎屋帯広店が閉店したことや帯広駅南ビル（旧長崎屋帯広店）が令和6年3月31日をもって閉所予定であることに伴い、令和5年8月以降の連続する3か月の売上高や経常利益（※）の合計額が前年同期比5%以上減少する者のうち、令和5年7月31日時点で次のいずれかの者。 ①長崎屋帯広店と直接・間接的に一定の取引を行う者 ②長崎屋帯広店（現帯広駅南ビル）内で営業する者 ③②と直接・間接的に一定の取引を行う者 ※連続する3か月の売上高や経常利益における「実績額」と「見込み額」の考え方 ・①の者は、実績額で前年同期と比較。 ・②及び③の者は、当該店舗の閉店後の実績額で前年同期と比較。 ただし、あっせん申込時点で当該店舗の閉店後の実績が3か月分ない場合で、 a：2か月分ある場合は、2か月分の実績額で前年同期と比較 b：1か月分ある場合は、1か月分の実績額とその後の2か月分の見込み額で前年同期と比較 c：店舗が閉店しておらず実績がない場合は、申請時から今後直近の3か月の見込み額で前年同期と比較
資 金 使 途	運転資金
融 資 限 度 額	5,000万円 (通常3,000万円)
融 資 期 間	15年以内（うち据置5年以内） ※通常10年以内（うち据置1年以内）
融 資 利 率	帯広市中小企業振興融資制度パンフレットのセーフティネット資金欄をご確認ください。
担 保 ・ 償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによります。
取 扱 金 融 機 関	北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、帯広信用金庫、北見信用金庫 網走信用金庫、釧路信用金庫、十勝信用組合、商工組合中央金庫 の市内にある本・支店
融 資 審 査	融資申込み先金融機関の金融審査が必要となります。
融 資 取 扱 期 間	令和5年11月1日～令和7年4月30日あっせん申込分
備 考	本資金をご利用の事業者様で、市税を滞納していない方に対して、北海道信用保証協会の定める保証料について市より補助が受けられます。（ただし、補助額は、融資額2,000万円に相当する保証料までを限度とします。）

2 お申込方法

借入を希望する場合、所定の「帯広市中小企業振興融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、下記の書類を添えて、帯広市役所商業労働課に申込をしてください。「申請理由（セーフティネット資金申込時記入）」の空いている欄に「長崎屋特例」と朱書きください。

【お申込に必要な添付書類】

- 市が定める「売上高・経常利益減少要件確認書」
(様式は市ホームページ「帯広市の中小企業振興融資制度」から適宜ダウンロードしてください)
- 売上が減少したことがわかる書類（月別残高試算表や売上台帳等）
- 直近2カ年分の決算書（写）（個人事業主は確定申告書2期分）
- 履歴事項等全部証明書（写）（法人）（個人事業主は印鑑登録証明書（写））
- 許認可書（写）（官公庁の許認可を要する事業を営む方のみ提出）

3 お問い合わせ先

帯広市 経済部 商業労働室 商業労働課 商業経営係
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 市庁舎7階 電話（0155）65-4165（直通）



ホームページ番号：1005534